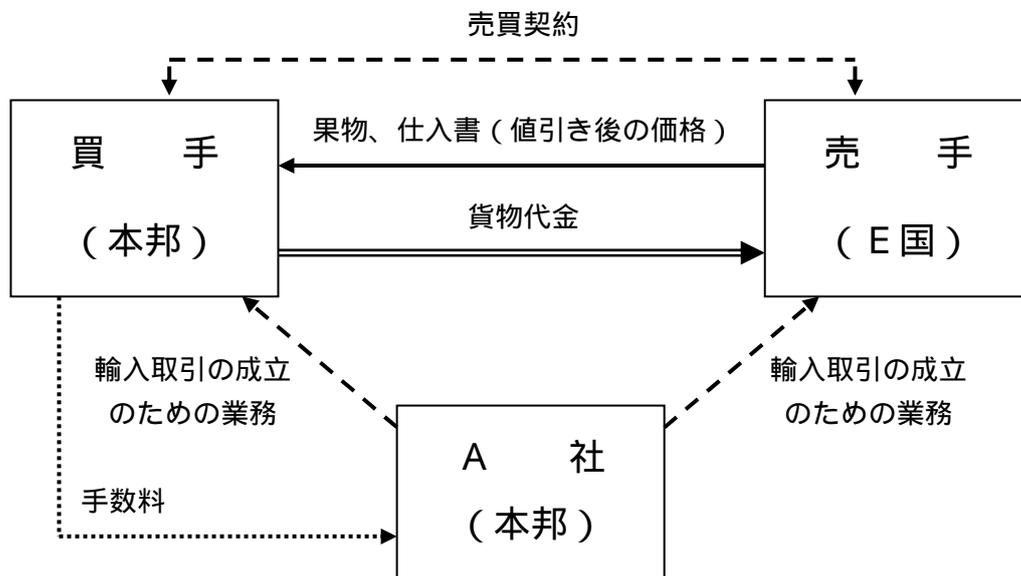


#### 4. インボイス価格に値引きがあった場合の手数料



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から果物を購入（輸入）します。

当社と売手との売買契約において、1回の購入量が500kgを超えると売買契約上の価格から5%の値引きが与えられることが取り決められています。

当社は、この輸入取引に関連して、当社と売手との間にあって、当社と売手のために、受注、発注、交渉等、輸入取引の成立のための業務を行うA社に対して、その業務の対価として仕入書価格の3%の手数料を支払います。

今般、当社が輸入する貨物について1回の購入量が500kgを超えたことにより、売手から5%の値引きが与えられたため、値引き後の価格（仕入書価格）を基に計算した手数料の額をA社に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、現実支払価格に加算する手数料の額は、値引き後の仕入書価格を基に計算し当社がA社に実際に支払う手数料の額でよいでしょうか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、値引き後の価格（仕入書価格）を基に計算し、貴社がA社に実際に支払う手数料の額を、現実支払価格に加算することとして差し支えありません。

（理由）

輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料のうち、「仲介料その他の手数料（買付けに関し買手を代理する者に対し、その買付けに係る業務の対価として支払われるもの（買付手数料）を除く。）」は、輸入貨物の現実支払価格に加算することとされています。

「仲介料その他の手数料」とは、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいいます。

上記の取引において、貴社がA社（買手）に対し支払う手数料は、輸入取引の成立のための業務の対価として支払われるものですので、「仲介料その他の手数料」に該当し、現実支払価格に加算する手数料の額は、値引き後の仕入書価格に基づいて計算し、貴社がA社に支払う手数料の額となります。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項第2号イ

関税定率法基本通達4-9(1)、(2)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）